

大崎クールジェン株式会社「酸素吹石炭ガス化複合発電実証試験発電所
設置計画環境影響評価準備書」に対する勧告について

平成24年11月6日
経済産業省

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、大崎クールジェン株式会社「酸素吹石炭ガス化複合発電実証試験発電所設置計画環境影響評価準備書」について、大崎クールジェン株式会社に対し、環境保全の観点から勧告を行った。

勧告内容は、別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所： 広島県豊田郡大崎上島町
(中国電力株式会社大崎発電所構内)
原動力の種類： ガスタービン及び汽力 (コンバインドサイクル発電方式)
出 力： 16.7万キロワット

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成21年 8月 3日
住民等意見の概要受理	平成21年10月 2日
広島県知事意見受理	平成21年12月24日
経済産業大臣勧告	平成22年 1月29日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	平成24年 2月13日
住民等意見の概要受理	平成24年 4月12日
広島県知事意見受理	平成24年 8月 8日
環境大臣意見受理	平成24年10月26日

問い合わせ先：電力安全課 田所、樫福
電話：03-3501-1742 (直通)

【大崎クールジェン株式会社酸素吹石炭ガス化複合発電実証試験発電所設置計画
環境影響評価準備書に対する勧告内容】

1. 温室効果ガス

- (1) 石炭火力発電のゼロエミッション化に係る技術確立の早期実現を図るため、実証試験にできる限り早期に着手し、適切な実施に努めること。
- (2) 建設段階における二酸化炭素排出削減のため、本事業の施工者に対して省エネ型建設機械やLED照明の導入等の省エネルギー対策の推進及び混合セメントの利用等の非エネルギー起源二酸化炭素排出削減対策の実施に努めるよう求めること。
- (3) 2013年以降の我が国の二酸化炭素排出削減の枠組として、「革新的エネルギー・環境戦略」（平成24年9月14日、エネルギー・環境会議決定）を踏まえつつ、今後さらに詳細な計画等が策定された際には、策定された計画と整合が図られるよう売電先に協力を求め、必要とされる措置を可能な限り講じること。
- (4) 二酸化炭素分離回収技術の実証試験の進展を踏まえ、二酸化炭素分離回収設備の適切な運転管理による段階的な環境負荷軽減を図ること。

2. 大崎発電所1-1号機との同時運転

本実証試験設備と中国電力株式会社大崎発電所1-1号機の同時運転を行う場合、実証試験時以上の環境負荷が見込まれることから、周辺への環境負荷を可能な限り低減するよう、改めて環境に及ぼす影響についての検討を行い、その時点における適切な環境保全対策を講じること。

3. 実証試験後の施設の取り扱い

実証試験の目的を達成し試験設備を商用機として使用する場合や新たな実証試験を追加する場合には、改めて環境に及ぼす影響について検討を行い、その時点における適切な環境保全対策を講じ、その結果を公表すること。また、二酸化炭素排出削減対策については、その時点における国の中長期計画などと整合を図ること。

4. 動植物の移動・移植

環境保全措置として実施を予定しているコオイムシ、ニホンアカガエル、カワヂシャの移動・移植先、実施時期、実施方法等について専門家等から意見を求め、その内容を専門家等の専門分野などとともに公表すること。併せて、移植・移動

の効果について現地確認を行い、その結果についても公表すること。

5. 環境監視結果の公表

本実証試験の実施に伴う環境負荷について、工事中及び施設稼働中の環境監視計画に基づく大気環境、水環境及び廃棄物等の計測結果の公表を行うこと。

以上について、その旨を評価書に記載すること。